

宅老所 風の便り 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は介護保険法の規程に基づき、有限会社風の便りの設置する宅老所風の便り（以下事業所という）が行う指定地域密着型通所介護（以下「通所介護」という）の運営について必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 年齢を重ね、又突然の病気等により身体が不自由になってしまい要介護状態または要支援状態になった方が、最期までその人らしく生活することを支援する。並びに最期まで住み慣れた自分の家で暮らし続けることを支援する。

(運営の方針)

第3条 ①通所介護の提供に当たっては居宅サービス計画に基づく通所介護計画を作成し、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
②通所介護の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
③通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
④通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整える。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| ①管理者 | 常勤 1 名 (生活相談員・介護職員・調理員・運転手を兼務) |
| | 事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う |
| ②生活相談員 | 常勤 3 名 非常勤 2 名 利用者及びその家族の相談業務 |
| ③介護職員 | 常勤 3 名 非常勤 2 名 1.利用者の食事、入浴、排泄に対する適切な支援
2.事業所内外での余暇活動の支援 |
| ④機能訓練指導員 | 非常勤 1 名
利用者に対しての適切な機能訓練指導 |
| ⑤調理員 | 管理者、生活相談員、介護職員、が兼務し 6 名
利用者に提供する食事の調理 |
| ⑥運転手 | 管理者、生活相談員、介護職員、が兼務し 6 名
利用者を送迎するときの運転 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は、日曜日、お盆休み(8月14日～8月16日)、年末年始(12月30日～1月3日)を除く毎日とする。又事業所の営業時間は8時30～17時45分、サービス提供時間は9時30分～16時30分とする。

(通所介護の利用定員)

第6条 通所介護の利用定員は10名とする。

(通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 ●通所介護の利用料金については厚生労働省令の定めるところによる。

- 食事については、毎回食事提供費（1日700円）を別途頂きます。
- おむつ、尿とりパットはご持参頂き、緊急に使用したのものに関しては実費（オムツ1枚100円、パット1枚50円）を頂きます。
- 旧岩国市外の方の利用に関しては相談の上実費（旧岩国市外1km当たり片道50円×2=100円）を頂きます。
- 9時間を超えてデイサービスをご利用の場合は、1,000円/30分の延長料金を頂きます。
- 職員の介助を必要とせず入浴を希望される場合は、入浴費用として500円/回頂きます
- その他の費用
事業所内外での機能訓練及び余暇活動の費用で、お客様に負担いただく事が適当と思われる費用に関しては実費をいただきます。その際は事前に口頭又は文書にて同意を頂きます。

●キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。
ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	300円
利用日の前日までに連絡が無かった場合	500円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は旧岩国市（車での送迎不可能な離島を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 当事業所のサービスを受ける際に次のことに留意していただきます。

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用表を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- サービスの利用時間中は法律に違反する行為は慎んでください。
- 緊急災害時は職員の指示に従ってください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。(紛失等に関しての責任は負えません)。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

○サービスの中止又は変更を希望される場合は事前にご連絡下さい。

(緊急災害時における対応方法)

第10条 通所介護に当たる従業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 管理者は消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(地域との連携)

第12条 事業所は、おおむね6か月に1回以上、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員、通所介護について知見を有するもの、などから構成される運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第14条 従業者であったものが、正当な理由が無く、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、従業者でなくなった後においてもこれらのものの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

第15条 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を記録して必要な措置を講ずるものとする。

第16条 通所介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。但し、ご利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることとなります。万が一の場合に備えて株式会社損害保険ジャパンの介護事業者賠償責任保険に加入しています。

第17条 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、有限会社風の便りが定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年9月16日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年8月5日から施行する。

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月22日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。